

令和４年第９回日高市農業委員会議事録

開催月日		令和４年９月２６日(月)				
開催場所		日高市役所 ３０１会議室				
開催時刻		午後１時３０分				
閉会時刻		午後２時００分				
議長		福井 一洋				
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	１	森谷 進	出席	８	吉原 一雄	欠席
	２	島村 実	出席	９	梅澤 三子	出席
	３	福嶋 輝幸	出席	１０	清水 典子	出席
	４	鳴河 のり子	出席	１１	江連 喜美	出席
	５	横田 拓也	出席	１２	小岩井 義則	出席
	６	浅田 カヨ子	出席	１３	道谷 淳史	出席
	７	松田 浩幸	出席	１４	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	１	山口 順	出席	４	安藤 俊吾	出席
	２	紫藤 清司	出席	５	加藤 正明	出席
	３	眞通 昭彦	出席	６	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩
傍聴人	なし
議 事	
日程第１	議事録署名委員の指名
日程第２	議案第２７号 農地法第３条の規定による許可申請について
日程第３	議案第２８号 農地法第５条の規定による許可申請について
日程第４	議案第２９号 農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第５	専決処分 of 報告について
そ の 他	

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は2、3 番にお願いします。

日程第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の12番、申請地の状況について説明をお願いします。

12 番

22日に現地を確認してきました。申請地では、2cm程度の草がまばらに生えている程度で、すぐに耕作できる状態でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

議 長
事 務 局

譲受人は、兼業農家で農業従事日数は150日、譲受人の妻は80日となっており、夫婦で農業に携わっています。経営面積は4,181㎡で、全て畑となっており、所有する田2,707㎡については、保全管理となっています。畑では、ネギや里芋、落花生等の露地野菜を作付けしています。農機具については、トラクター1台、耕耘機1台を所有しています。申請地は、石が多く混じっており、現在のままでは耕作しにくい状況ですが、取得後に石を取り除く予定とのことです。作付け予定としては、落花生やネギ、大根等を計画しています。譲渡人は、相続で申請地を取得しており、管理しきれない状況だったようです。譲受人は、申請地の隣の農地を所有しているため、一体的に活用することで、効率的に農業経営を行うことができ、今回の申請となりました。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

日程第3 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の11番、申請地の状況について説明をお願いします。

11 番

23日に、委員と現地を確認してきました。場所は、〇〇から〇〇線を西に200m程度進んだ所を左折し、100m程度進んだ左手になります。申請地は、30cm程度の草が生えておりました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域からの除外から計画されているもので、令和

		〇年〇月〇日付で除外の認可を受けています。譲受人は、現在、譲受人の妻の実家に妻の父、妻、子３人の計６人で生活していますが、子の成長とともに、現在の家では手狭になってきたため、住宅の建築を検討することになりました。当初は、市街化区域内で条件の合う物件を探していましたが、見つからなかったとのこと。そのため両親に相談したところ、両親の自宅の隣接地が候補に上がり、介護等必要になった場合にもすぐ対応ができることから、今回の申請地が選定されました。申請地の南側〇〇も候補としていましたが、土砂災害警戒区域に指定されているため、選定しなかったとのこと。
	議 長	申請地の農地区分は第１種農地となりますが、集落接続が認められることから、例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われ。
	委 員	ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
	議 長	ありません。
	委 員	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
	議 長	異議なし。
	議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		続きまして、２番、本件担当の２番、申請地の状況について説明をお願いします。
	２ 番	昨日、現地を確認してきました。申請地は、１０～１５ｃｍの草が生えておりました。
	議 長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
	事 務 局	譲渡人は、農地所有適格法人であり、〇〇の総会にて当該農地を取得しています。取得農地の内、３筆が田であり、前所有者からは田であっても畑として耕作していたと聞いていましたが、土質が粘土質であり、雨が降った後には水はけが悪く、作物の根腐れが懸念されることが判明しました。今回、畑として活用するために、農地改良を行い、ジャガイモの作付けを計画しています。なお、取得農地の内、畑部分についてはじゃがいもの作付けがされています。
		農地改良について、市産業振興課より農用地利用計画適合証明が交付されており、市建設課より道水路管理者の同意書も交付されています。譲受人については、〇〇市の業者であります。農地改良の実績があり、近隣の〇〇市でも農地転用の許可実績があるとのこと。
		申請地の状況から判断して、譲渡人が農業経営をしていくのに農地改良を行うことは必要不可欠であると思われます。
	議 長	ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
3 番
議長
委員
議長

委員
議長

事務局

議長

委員
議長

委員
議長

5 番

議長
事務局

譲受人は土木業ということですが、農業をやっていただけるのでしょうか。農地改良の一時転用のため、譲受人が農業をするわけではありません。その他、質疑がありましたらお願いします。ありません。質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。異議なし。異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、3 番、本件につきまして、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

申請地の場所につきまして、〇〇線の〇〇の交差点から北に 650m ほど進んだ所を左折し、200m ほど進んだ左側となっています。

当該申請は、農振農用地地域からの除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付で除外の認可を受けています。譲受人は、現在、市内のアパートに妻と子の 3 人で生活していますが、子の成長とともに、現在の家では手狭になってきたため、住宅の建築を検討することになりました。妻の実家の近くに家を建てたいとのことで、義母に相談したところ祖母の所有する申請地を紹介され、祖母からの了承も得られたため、今回の申請地が選定されました。妻の勤務地が申請地隣接の〇〇のため、申請地に住むことで以前より生活がしやすい環境になるとのことです。

申請地の農地区分は第 1 種農地となりますが、集落接続が認められることから、例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われます。

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。異議なし。異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第 4 議案第 29 号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

本件担当の 5 番より申請地の状況について、説明をお願いします。

昨日現地確認をしてきました。申請地は膝丈より低い雑草が生えていました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、農地所有適格法人として営農している法人で、〇〇市で認定農

		業者となっています。〇〇市〇〇等を中心に水稻やさつまいも、小松菜、トマト等の露地野菜を栽培しています。農業経営基盤強化促進法による所有権移転となり、この手続きをすると農地の譲渡に係る特例措置があり、控除が受けられるメリットがあります。〇〇の総会時に申請地に隣接している 4 筆の農地を既に取得していますので、農業経営していくのに特に問題になるようなことはないと思われます。
議	長	ただいま、委員および事務局より説明はありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委	員	ありません。
議	長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。
		日程第 5 「専決処分の報告」について
		日程第 5 「専決処分の報告」について、農地法第 4 条第 1 項第 8 号が 1 件あります。お手元の資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。
委	員	ありません。
議	長	以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。